

## 公認スキーバッジテスト基準及び実施要領

## I プライズテスト

1. 公認スキーバッジテスト規程 10 条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。
  - (1) プライズテストは、実技テストとする。
    - ① クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト
      - a 実技テストの種目と使用する斜面
        - パラレルターン・大回り／ナチュラル・急斜面
        - パラレルターン・小回り／ナチュラル・急斜面
        - パラレルターン・小回り／不整地・中急斜面
        - 総合滑降／ナチュラル・総合斜面
      - b 評価方法
 

検定員の評価の平均値（小数点第 1 位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。
      - c 合否判定
        - クラウンプライズテスト
 

実技 1 種目あたり 100 ポイントとし、4 種目の取得ポイントの合計が 320 ポイント以上をもって合格とする。
        - テクニカルプライズテスト
 

実技 1 種目あたり 100 ポイントとし、4 種目の評価の合計が 300 ポイント以上をもって合格とする。
    - (2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。
    - (3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併催することができる。
    - (4) 13 才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

## II 級別テスト

2. 公認スキーバッジテスト規程第 19 条に基づき、級別テスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。
  - (1) テストは、次のとおりとする。1 級、2 級は実技テスト、3 級以下は講習内テストとする。
    - ① 1 級テスト
      - a 実技テストの種目と使用する斜面
        - パラレルターン・大回り／ナチュラル・急斜面
        - ベーシックパラレルターン・小回り／ナチュラル・急斜面
        - パラレルターン・小回り／不整地を含むナチュラル・中急斜面
        - 総合滑降／ナチュラル・総合斜面
      - b 評価方法
 

検定員の評価の平均値（小数点第 1 位を四捨五入）を当該種目の取得ポ

イントとする。

c 合否判定

実技種目 1 種目あたり 100 ポイントとし、4 種目の取得ポイントの合計が 280 ポイント以上をもって合格とする。

d 会員登録

級別テスト 1 級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の会員登録または暫定会員登録をしなければならない。

e 留意事項

事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。

② 2 級テスト

a 実技テストの種目と使用する斜面

- ベーシックパラレルターン・大回り／ナチュラル・中急斜面
- ベーシックパラレルターン・小回り／ナチュラル・中斜面
- シュテムターン／ナチュラル・中斜面

b 評価方法

検定員の評価の平均値（小数点第 1 位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。

c 合否判定

実技種目 1 種目あたり 100 ポイントとし、3 種目の取得ポイントの合計が 195 ポイント以上をもって合格とする。

d 留意事項

事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。

③ 3 級テスト

a 講習内テストの種目と使用する斜面

- ベーシックパラレルターン／整地の緩～中斜面
- シュテムターン／整地の緩～中斜面

b 評価方法

検定員が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目 1 種目あたり 100 ポイントとし、2 種目の評価の合計が 120 ポイント以上をもって合格とする。

④ 4 級テスト

a 講習内テストの種目と使用する斜面

- プルークボーゲンによるリズム変化／整地の緩・中斜面

b 評価方法

検定員が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目 1 種目あたり 100 ポイントとし、55 ポイント以上をもって合格とする。

⑤ 5 級テスト

a 講習内テストの種目と使用する斜面

- プルークボーゲン／整地の緩斜面

b 評価方法

検定員が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目 1 種目あたり 100 ポイントとし、50 ポイント以上をもって合格とする。

(3) 会場の設定

実技テスト及び講習内テストを実施する団体は、実施要領の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(4) 13 才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テスト及び講習内テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

### Ⅲ ジュニアテスト

3. 公認スキーバッジテスト規程第 28 条に基づき、ジュニアテスト基準及び実施要領について、必要な事項は、実施する加盟団体において別に定める。

4. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年 8 月	改訂
昭和 61 年 5 月	改訂
昭和 62 年 9 月	改訂
平成 4 年 10 月	改訂
平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 5 年 10 月 19 日	改正
平成 7 年 10 月 13 日	改正
平成 9 年 12 月 10 日	改正
平成 11 年 10 月 18 日	改正
平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 12 年 10 月 26 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 21 年 9 月 18 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 23 年 12 月 16 日	改正
平成 25 年 8 月 9 日	改正
平成 28 年 9 月 26 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 29 年 8 月 22 日	改正
令和 2 年 7 月 8 日	改正
令和 4 年 9 月 26 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正